平成２３年（フ）第７４号
広島県福山市神辺町字道上658番地１　スカイコート道上Ｂ101、旧住所広島県福山市加茂町字上加茂63番地477
債務者　三河　辰己
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１号
福岡県京都郡みやこ町豊津2176番地45
債務者　中村　美子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
福岡県行橋市大字草野284番地９
債務者　金子　美穂（旧姓田丸）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
福岡県行橋市行事１丁目５番20―401号　ロイヤルハイツ行橋
債務者　竹之内栄作
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
千葉県柏市高柳879番地29　ハイム沼南１―203号
債務者　高崎　浪江
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９９号
千葉県松戸市小金383番地
債務者　野苅家久美子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０９号
千葉県松戸市三矢小台１丁目２番地の４　多幸ビル302号
債務者　津村英一こと　金　　英一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３１号
千葉県松戸市五香西１丁目33番地の29　コーポタケダ202号
債務者　弘中　久雄
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４８号
千葉県野田市野田677番地の１　ローズハイツ野田愛宕Ｂ棟302号室
債務者　土屋　幸治
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６８号
千葉県柏市西原６丁目14番13号　レオパレス柏、初石107号
債務者　阿加井明夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７５号
千葉県松戸市樋野口672番地の３　ベルスクエア松戸106号
債務者　中込　和好
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７９号
千葉県松戸市高塚新田438番地の１
債務者　小石　初江
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８７号
千葉県柏市藤ケ谷518番地24
債務者　飯島　惠子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８８号
千葉県松戸市日暮２丁目６番地の７　ベルテ松戸108号
債務者　友田　秀男
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８９号
千葉県松戸市日暮２丁目６番地の７　ベルテ松戸108号
債務者　友田ロウエナこと　トモダロウエナアセブルン
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９０号
千葉県鎌ケ谷市初富160番地５サンハイツ小菅202号
債務者　石崎　敏夫
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目８番45号鎌ケ谷ハイツ202号室
債務者　齊藤　拓也
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部